

南紀熊野ジオパーク活動促進事業共催団体募集要項

南紀熊野ジオパークエリア（和歌山県新宮市、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、及び奈良県十津川村の一部）におけるジオパーク活動の促進を目的として、地域の民間団体等から、活動計画を募集し、その中から10件程度を選定し、応募団体（者）等と南紀熊野ジオパーク推進協議会が共催で、本事業を実施します。

1 ジオパーク活動の募集対象部門

募集の対象とする「南紀熊野ジオパークエリアにおけるジオパーク活動」の部門は以下のとおりとします。

(1) ジオパーク関連商品開発部門

- ・ジオパークによる地場産業の振興につながる活動
（農林水産物及び地場産品のジオパーク関連商品化）
- ・ジオパークによる新ビジネスを創出する活動
（ジオパークと関連した土産物、グッズ、体験メニュー等の開発）

(2) ジオパークとの連携と協働部門

- ・世界遺産、ラムサール条約湿地、他ジオパーク（構想）との連携と協働による相互の魅力を高める活動

(3) 研究・調査部門

- ・エリア内のジオパークに関する学術研究・調査活動

(4) その他部門

- ・保全と整備、地域活性化策の創出、教育への活用、観光資源としての活用等に資する活動

2 応募対象団体（者）

- (1) 原則として、南紀熊野ジオパークエリア内を拠点としている民間団体等（学術研究・調査活動については、個人でも可）
- (2) 平成30年2月28日（水）までに南紀熊野ジオパーク活動促進事業実績報告書（様式5）の提出が可能な民間団体等
- (3) 応募は1団体（人）あたり、1件とします。
- (4) 応募者自身又は応募団体の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他実質的に関与している者が下記のいずれにも該当しないことが必要です。
 - ・ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - ・ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 活動資金の額

(1) 活動資金の額

本事業で負担する活動資金は1件あたり原則10万円を上限とします。（但し、特に優秀と認める活動に限り20万円まで負担することができることとします。応募内容や応募状況によって、額を決定します。）

なお、本事業で負担する活動資金を超える額については、応募団体（者）が負担する

ものとしします。

また、本事業について、別の地方公共団体や民間団体から補助金などを受けている場合は活動資金を負担できないことがあるので、事前に相談して下さい。

(2) 本事業で負担する活動資金の対象経費

活動を行うために必要な経費であって、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。例えば、講師謝金、施設使用料、レンタル・リース料、交通費、その他雑品購入経費等。(ただし、飲食費や単価が3万円以上の物品の購入経費等は除きます。また、活動資金額を決定する前に購入等した経費は対象になりません。物品販売を目的とする商品開発は、試作品に係る経費のみ対象となります。)

4 応募方法

応募団体(者)は、南紀熊野ジオパーク活動促進事業申請書(様式1)に次の書類を添えて郵送又は持参にて提出して下さい。

- | | |
|--------------|----|
| ①誓約書(様式2) | 1部 |
| ②活動計画書(様式3) | 1部 |
| ③活動費予算書(様式4) | 1部 |

■提出先・問合せ先:

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局(和歌山県自然環境室 中筋)

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 TEL 073-441-2780

西牟婁振興局地域振興部企画産業課(南)

〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL: 0739-26-7910

東牟婁振興局地域振興部企画産業課(藤野)

〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8 TEL: 0735-21-9649

■様式等: 南紀熊野ジオパーク推進協議会のホームページに掲載しています。

<http://www.nankikumanogeo.jp/>

5 応募締切

平成29年6月30日(金) 17時45分まで必着。

6 審査

応募提案の申請について、協議会が指名する審査員により審査を行い、共催団体及び本事業で拠出する活動資金の額を決定し、7月中に連絡します。

7 報告方法

平成30年2月28日(水)までに、南紀熊野ジオパーク活動促進事業実績報告書(様式5)に次の書類を添えて提出して下さい。なお、提出先は、4の提出先と同じです。

- | | |
|--------------|----|
| ①活動実績書(様式6) | 1部 |
| ②活動費決算書(様式7) | 1部 |

8 活動費の支払い

原則として、活動費決算書(様式7)及び添付された領収書等を精査して、本事業で負担する活動資金の額を確定した後、支払います。

9 その他

共催団体として決定した後に、本募集要領に違反した場合、その決定を取り消し、本事業の活動資金も負担しないものとします。